

近世身分を取り上げた歴史学習の諸課題

—令和2年度版小学校社会科教科書(6年)の検討を通して—

和田 幸司*・山内 敏男**

要旨

本稿の目的は、令和2年度版小学校社会科教科書及び教師用指導書(教育出版・東京書籍・日本文教出版)における近世身分に関する記述、授業展開の分析・検討を行い、歴史学習の諸課題を析出することである。分析・検討の結果、(1)「支配-被支配」の関係理解に限定されやすいという点、(2)近世身分の成立と差別の強化の一元的理解の改善が必要である点を明らかにした。

克服すべき課題として、歴史学研究的視角からは、近世の役負担が「支配-被支配」の関係に限定されることなく、広く近世国家の身分成立要件として捉えられるべき点、身分成立と差別強化を一元的に捉えるのではなく、18世紀の転換期における社会的背景をもとに差別を把握する点の重要性を指摘した。社会科教育学研究の視角からは、現状カリキュラムにおいては、17世紀後半から18世紀にかけての社会的な身分制の再編と強化は取り上げることが困難である点、支配の仕組みを学ぶことに力点が置かれていることで、時期や年代における異同、推移は等閑視され、諸身分が切り離された状態で支配されていたことが学ばれる懸念、目標と問いが不一致の関係であり、教師が役負担や社会集団について取り上げることが容易でない点を析出した。

上記の重要点と課題をふまえて、今後の近世身分を取り上げた授業開発では、近世社会における自治と支配の構造や近世身分制の推移をいかに授業に組み入れていくか、「社会集団」「職分」「役」といった身分成立の要件と、身分差別が強化される推移と構造、社会的背景をいかに授業に組み入れていくかという指標が把握された。

キーワード：人権教育、歴史学習、近世身分、小学校社会科教科書、社会集団

1. はじめに

筆者は、これまで近世身分を取り上げた小学校社会科学習について、「社会集団」「職分」「役」の3要件をいかに授業化するかにについて、実践研究を進めてきた¹⁾。この実践研究の中では、以下の成果と課題が指摘できる。

成果としては、第一に、武士・町人・百姓・差別されていた人々それぞれの集団を具体的にみていくための手立てとして「身分」「住む場所」「仕事」に分類させ、その違いを捉えさせたことで、近世身分制の構造理解にアプローチできたという点である。第二に、社会的分業関係に着目させたことで、「社会集団」「職分」「役」の具体を当てはめることが可能となり、被差別身分に対する差別の不当性にフォーカスする手がかりになり得ていた点である。第三に、近世社会の具体、とりわけ、村や町における社会集団を取り上げたことで、学習指導要領上の要請にとどまらず、歴史学の研究成果を的確に反映させた授業となり得た点である。

課題としては、新しい学習指導要領の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力を育成するために、課題把握、課題追究、課題解決の3つをどのように充実させるかという点があげられる。小学校社会科では、中学校社会科の分野別の構成とは異なり、社会的現象を総合的に捉える内容として構成されている。そのため教師は、指導している内容が社会科全体においてどのような位置付けにあるか、中学校社会科とどのようにつながるかが理解しがたい。特に、本稿で検討する近世身分を取り上げた歴史学習は、各地域で部落差別解消の教育と深い関わりのなかで実践がなされてきている。そこで、中学校の学習内容も視野に入れて、新しい枠組みを提示しながら、授業開発を進めていく必要がある。

上記の成果と課題をふまえて、本稿では令和2年度版小学校社会科教科書(6年)の検討を通して、近世身分を取り上げた歴史

学習の諸課題を明らかにする。こうした教科書検討を行うことにより、小学校社会科教育における課題を共有することができ、授業開発の指標が明らかになると考えている²⁾。

2. 令和2年度版教科書記述と教師用指導書の授業展開

令和2年度版小学校社会科教科書(教育出版・東京書籍・日本文教出版)における近世身分に関する記述を、平成27年度版小学校教科書と比較・検討し整理する。

各発行者の学習テーマは平成27年度版・令和2年度版ともに、「人々の暮らしと身分」(教育出版)、「人々の暮らしと身分」(東京書籍)、「江戸時代の身分制と人々の暮らし」(日本文教出版)、となっている。

各発行者の記述内容の異同を表1に示す。

教育出版においては、平成27年度版では「町人は、百姓のような重い年貢はまぬがれましたが、町を整備するための仕事や費用を負担しました」との記述があるが、令和2年度版ではその記述は削除されている。これは村と町の表面的な比較による優劣を避けるためと推察できる。しかしながら、村と同様に町役人が存在し、自治的側面と支配的側面があったことは、教える側である教師にとっても把握を難しくさせている³⁾。注目されるのは、被差別身分の記述に際して「幕府によって」の記述が削除され、「役人のもとで治安をになつたりして」の記述が加筆された点である。前者では、差別が単に政治的に起因するものでないことを示し、後者では警察役・刑事役などの役が社会を支えてきた点を指摘したことは評価されてよい。ただし、政治的ではない要因が明確に示されていないことから、本文の冒頭部分で示されている「武士の暮らしを支える身分」として百姓、町人、差別をされた人々が位置づけられることになり、結局のところ「支配-被支配」の一面的関係で理解が進められる可能性が示唆される。この一面的な関係理解は「身分制度が確立したことと、幕府の支配との関係について考える」(表3:学習展開(3))、「身分制度によって、それぞれの身分の役割が決められ、

* 姫路大学

** 兵庫教育大学

武士を支える仕組みがつくられたことを捉える」(表3:指導上の主な留意点)といった教師用指導書の記述に顕著に現れている。

東京書籍は、平成27年度版以降、社会集団にかかわる記述を中心とした内容となっている。他の発行者と比べて特徴的である。都市と農村の捉え方と身分の捉え方が表裏の関係にあることをふまえ、近世身分が集団ごとに組織され、職分と役負担のなかに位置づけられたことが把握できる記述となっている。令和2年度版では「流通、文化」の職分が「運輸業」に変更、「農業や山仕事、漁業などを営んで、」が削除されるなど、変更点は小規模となっている。「厳しく差別されてきた人々」は差別を強化されながらも、社会を支えている存在として位置づけられている。その一方で、「厳しく差別されてきた人々」が社会集団の一つであることが明記されていないことから、そもそも集団であったのかどうか本文中から読み取れない可能性があることに留意が必要である。授業では百姓や町人と同じく差別されていた人々たちも社会集団として存在していたことを押さえておく必要がある。

日本文教出版では、東京書籍とは対照的に制度的側面からの記述が散見されるが、令和2年度版の変更箇所としては、「農民」→「百姓」、「皮革業」→「手工業」という歴史学研究成果に即した変更となっている。また、村と町の整合性を図るために、「税」という文言を使用するようになってきている。仕事をして税を納める存在であったという点は、百姓や町人と共通する概念を獲得する手がかりとなり得る。一方、身分制は武士が支配するために都合がよい制度としてまとめられていることから、差別は武士の支配により作られたという不十分な認識の形成が示唆される。差別が強化される時期と合わせて、授業では留意しておく必要がある。

以上、各発行者の記述内容を検討してきた。次に各発行者の使用している資料の異同を表2からみてみよう。

教育出版は、平成27年度版からの異同はない。

東京書籍については、史料(図)が「新しい農具の改良」→「こきばしから千歯こきへ」と名称変更されているほか、史料(文字)として「百姓の生活の心得⁴」が削除されている。後者は、いわゆる「慶安触書」のことであり、慶安2年(1649)に幕府法として発令されたものではなく、元禄10年(1697)に甲府藩領に発令された「百姓身持之覚書」であったことが歴史学研究成果の側から提言されてきたことによるだろう。

日本文教出版においては、資料名称が「農民」→「百姓」に変更がなされているほか、地図「城下町があった姫路城周辺と今も残るおもな町名とその由来」が削除されている。前者は近年の歴史学研究成果に則したものと考えられるが、後者の削除の意図については推察しがたい⁵。

では、各発行者の授業展開例を教師用指導書から表3に示し、考察していこう。

教育出版では、本時のねらいを「身分制度のもとでの人々の暮らしを調べ、江戸幕府の人々に対する支配のしくみを捉える」とし、幕府の支配的側面からの目標記述となっていることが分かる。

授業展開案では、(1)「村と百姓の生活の様子を捉える」、(2)「町と町人の生活の様子を捉える」ことを通して、(3)「身分制度と幕府の支配との関係性を捉える」ことを学ぶ授業構成となっている。本授業展開のポイントは、『教師用指導書授業編』(教育出版)

に明記されているように、「江戸時代の社会は、人々を支配する武士を支えるために、百姓や町人がそれぞれの役割を果たすことで成り立っていた。武士、百姓、町人、厳しい差別を受けた人々それぞれの暮らしを捉えたい。幕府による人々の統制をおさえるとともに、人権尊重の視点にも配慮して指導をしていきたい」にあると考えられる。したがって、先に分析した教科書記述における課題と同様に、「支配-被支配」の一方的関係、すなわち幕府、武士が百姓や町人を支配、統制することを理解させることが目指されていることになる。

東京書籍では、本時のねらいを「身分制と人々の暮らしについて調べ、武士を中心とした身分制度について理解する」とし、幕府の支配的側面からのアプローチというよりも、身分制度自体を問う目標記述となっている。

授業展開案では、(1)「幕府による民衆に対する取り組みを調べる」ことで、住む場所や仕事、税の負担等が身分によって制限されていたことを捉えさせようとしている。次に、(2)「農民の取り組み・幕府の取り組みの目的について話し合う」、(3)「幕府の民衆支配について考えをまとめる」では、五人組の制度や税負担について調べさせ、幕府の民衆支配についての考えをまとめる活動を行っている。ポイントとしては、教師用指導書展開(3)に児童のまとめの例として記されている「江戸幕府は全国の人々を武士や百姓、町人などの身分として位置づけ、くらしにみあった負担をさせた」という点にあると考えられる。「人々が身分に応じてさまざまな生活を営んでいたこと」、つまり、身分によって住む場所や仕事、税の負担が異なることが留意すべき理解内容として位置づけられているところに指導上に特質がある。百姓や町人、差別されてきた人々をそれぞれ社会集団として位置づけられることで、「属性論⁶」をふまえた社会における身分編成にかかわる授業が期待できることになる。しかし、学習展開の具体となると「幕府の民衆支配について、自分の考えをまとめさせることが想定されている。教師用指導書を手がかりに授業が実践されるなら、教育出版の展開案と同様に、幕藩領主による支配的側面から身分制度を理解されることが想定される。

日本文教出版では、本時のねらいを「幕府や藩は、武士による支配体制を維持・強化していくために、身分の違いをもとに、いっそうの身分の固定化を図ったことを考え、自分の意見を発表することができる」として、より主体的で対話的な学習を意図しようとしている。ここには、授業展開案(3)の留意点「封建制度を維持するためにつくられた身分制度の不合理さ非人間性を追究することにより、人権や平等について歴史的な見方や考え方を深めさせたい」という点に本時のポイントがあると考えられる。

授業展開案では、(1)「絵図をもとに江戸時代の職業について話し合う」ことで身分と職業の関係性を捉えさせうえて、(2)「身分によるくらしの違いについて調べる」、(3)「身分を固定することがどのように都合よかったかを考える」学習活動を通して、武士による支配体制を安定化させるために、身分制度、特に被差別身分への差別の強化を行ったことを学ばせようとしている。教師用指導書の学習展開案において、差別について、唯一、言及している点で特徴的である。「職業をもとにした差別が行われていたことを補足する」といった配慮もうかがえ、身分社会、とりわけ差別の強化と

いう点からその問題点を学習することが期待できる。一方で、学習目標は支配体制の維持・強化に収斂されていることによる課題がある。第一にそれぞれの属性の人々は幕藩領主にとって都合がよいように支配を受けるだけの存在として位置づけられてしまう点、第二に差別の強化はいつのことなのか明確でない点である。

第一の点は「支配-被支配」の関係理解に限定されやすいという点で3発行者に共通している。また、第二の点も近世身分の成立と差別の強化の一元的理解の改善という点で3発行者に共通す

る。仮に近世初期に生じたことであると理解された場合、誤った理解を促しかねないという懸念が残る。教科書の構成上、徳川家光による大名統制と貿易統制の間にあることから、どの年代のことを取り上げているか、留意する必要があると考えられる。

以上、各発行者の授業展開例と発行者が示した近世身分に関するポイントを整理し、検討を加えた。

表1 平成27年度版教科書記述と令和2年度版教科書記述の比較

	平成27年度版	令和2年度版
教育出版	<p>人々の暮らしと身分</p> <p>江戸幕府のもとでは、武士が、世の中を支配する身分とされ、名字を名のったり刀を差したりする特権を認められました。一方、百姓や町人は、武士の暮らしを支える身分とされました。それぞれの身分の中でも、上下関係が細かく分かれていました。また、女性の地位を男性よりも低いものとみなす考え方が強まりました。</p> <p>村は、村役人を中心として、共同で運営されました。幕府は、農村や漁村、山村に住む百姓に対して、村ごとに年貢を納めさせるとともに、五人組というしくみをつくり、年貢を納められない者や罪をおかす者が出ると、共同で責任を負わせるようにしました。</p> <p>江戸や大阪などの都市には、たくさんの職人・商人が移り住み、商工業をさかんにしていきました。町人は、百姓のような重い年貢はまぬがれましたが、町を整備するための仕事や費用を負担しました。</p> <p>さらに、百姓や町人とは区別され、差別された人々もいました。これらの人々は、幕府によって、住む場所や服装、他の身分の人々との交際などを制限されました。しかし、厳しい差別を受けながらも、荒地を耕して年貢を納めたり、すぐれた技術を使って、人々の生活に必要な用具をつくったりして、社会を支えました。また、古くから伝わる芸能をさかんにし、後の文化にも大きな影響をあたえました。</p>	<p>人々の暮らしと身分</p> <p>江戸幕府のもとでは、武士が世の中を支配する身分とされ、名字を名のり、刀を差すなどの特権を認められました。百姓や町人は、武士の暮らしを支える身分とされました。それぞれの身分の中でも上下関係が細かく分かれていました。また、女性の地位を男性より低いものとしてみなす考えが強まりました。</p> <p>村は、村役人を中心として、共同で運営されました。幕府は、農村や漁村、山村に住む百姓に対して、村ごとに年貢を納めさせるとともに、五人組というしくみをつくり、年貢を納められない者や罪をおかす者が出ると、共同で責任を負わせるようにしました。</p> <p>江戸や大阪などの都市には、たくさんの職人・商人が移り住み、商工業を営みました。</p> <p>さらに、百姓や町人とは区別され、差別された人々もいました。これらの人々は、住む場所や服装、他の身分の人々との交際などを制限されました。しかし、厳しい差別を受けながらも、荒地を耕して年貢を納めたり、すぐれた技術を使って人々の生活に必要な用具をつくったり、役人のもとで治安をになたりして、社会を支えました。また、古くから伝わる芸能をさかんにし、後の文化にも大きな影響をあたえました。</p>
東京書籍	<p>人々のくらしと身分</p> <p>江戸時代の社会は、支配者である武士をはじめ、百姓や町人など、さまざまな身分の人々によって構成されていました。</p> <p>武士や町人は、豊臣秀吉の時代から、政治や経済の中心である城下町に集められました。江戸をはじめ、全国につくられた城下町では、大名やその家来たちが住む武家地、寺や神社の地域、町人地など、身分によって住む場所が決められました。町人地では、町人たちが町という小さな社会にまとまり、商業や手工業、流通、文化など、さまざまな仕事を営みました。都市には、城下町のほか、門前町や港町、宿場町、鉦山町などがありました。</p> <p>江戸時代の人口の80%以上は、百姓でしめられていました。百姓は、農村や山村、漁村に住み、農業や山仕事、漁業などを営んで、米をはじめとする農産物をつくり、山や海から自然のめぐみを得てくらししていました。百姓は、名主(庄屋)とよばれる有力者を中心に、自分たちで村を運営しました。幕府や藩は、こうした村のまとまりを利用し、五人組というしくみをつくらせて、収穫の半分にもなる重い年貢(税)を納めさせたり、いろいろな役(力仕事)をさせたりしました。こうした中でも百姓は、農具を改良したり肥料をくふうしたりして、農業技術を進歩させました。</p>	<p>人々のくらしと身分</p> <p>江戸時代の社会は、支配者である武士をはじめ、百姓や町人など、さまざまな身分の人々によって構成されていました。</p> <p>武士や町人は、政治や経済の中心である城下町に集められました。江戸をはじめ、全国につくられた城下町では、大名やその家来が住む武家地、寺や神社の地域、町人地など、身分によって住む場所が決められました。町人地では、町人たちが町という小さな社会にまとまり、商業や手工業、運輸業など、さまざまな仕事を営みました。都市には、城下町のほか、門前町や港町、宿場町、鉦山町などがありました。</p> <p>江戸時代の人口の80%以上は、百姓でしめられていました。百姓は、農村や山村、漁村に住み、米をはじめとする農産物をつくり、山や海から自然のめぐみを得てくらししていました。百姓は、名主(庄屋)とよばれる有力者を中心に、自分たちで村を運営しました。幕府や藩は、こうした村のまとまりを利用し、五人組というしくみをつくらせて、収穫の半分にもなる重い年貢(税)を納めさせたり、いろいろな役(力仕事)をさせたりしました。こうした中でも百姓は、農具を改良したり、肥料をくふうしたりして、農業技術を進歩させました。</p>

	平成27年度版	令和2年度版
東京書籍	<p>このほか、皇族や公家（貴族）、僧や神官などの宗教者、能や歌舞伎をはじめとする芸能者、絵師、学者、医者など、多くの身分が見られました。また、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々もいました。</p> <p>厳しく差別されてきた人々 百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々は、仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加をこぼまれるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。 これらの人々は、こうした差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また、治安などをこなして、社会を支えました。</p>	<p>このほか、皇族や公家（貴族）、僧や神官などの宗教者、能や歌舞伎をはじめとする芸能者、絵師、学者、医者など、多くの身分が見られました。また、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々もいました。</p> <p>厳しく差別されてきた人々 百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々は、仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加をこぼまれるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。 これらの人々は、こうした差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また、治安などをこなして、社会を支えました。</p>
日本文芸出版	<p>江戸時代の身分制と人々の暮らし 幕府や藩は、身分のちがいをもとに支配をかためました。 武士には、政治をおこない、名字を名のり、刀をさすなどの特権がありました。 農村などに住む百姓や、商人と職人からなる城下町に住む町人たちは、おもに農業や商工業の仕事をしていました。これらの人々は、武士に支配され、ねんぐなどを納めて武士の暮らしを支える身分とされました。 さらに、農民や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事・祭りの参加などで厳しい制約を受けました。しかし、農業や皮革業などを営んでねんぐを納め、すぐれた生活用品をつくったり、役人のもとの治安を守る役を果たしたり、芸能を伝えたりして、当時の社会や文化をささえました。 このような身分制は、親から子へと代々受けつぐものとされ、武士が人々を支配するのにつごうのよいものでした。 また、それぞれの身分のなかにも上下関係がさらに細かくつくられ、女性の地位を男性よりも低くみるならわしも強くなりました。</p>	<p>江戸時代の身分制と人々の暮らし 幕府や藩は、身分のちがいをもとに支配をかためました。 武士には、政治をおこない、名字を名のり、刀をさすなどの特権がありました。 農村などに住む百姓は、おもに農業、城下町に住む町人たちは、商工業の仕事をしていました。これらの人々は、武士に支配され、税（ねんぐなど）を納めて武士の暮らしを支える身分とされました。 さらに、百姓や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事・祭りの参加などで厳しい制約を受けました。しかし、農業や手工業などを営んでねんぐを納め、すぐれた生活用品をつくったり、役人のもとの治安を守る役を果たしたり、芸能を伝えたりして、当時の社会や文化をささえました。 このような身分制は、親から子へと代々受けつがれるものとされ、武士が人々を支配するのにつごうのよいものでした。 また、それぞれの身分のなかにも上下関係がさらに細かくつくられ、女性の地位もしたいに、男性よりも低くみる考え方が強くなりました。</p>

※変更があった箇所には筆者がアンダーラインを付した。

表2 平成27年度版教科書資料と令和2年度版教科書資料の比較

	平成27年度版	令和2年度版
教育出版	<p>想像図 グラフ 史料（文字）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年貢を納める人々」 ・「町人の暮らし」 ・「身分ごとの人口の割合」 ・「百姓に対する法令」 	<p>想像図 グラフ 史料（文字）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年貢を納める人々」 ・「町人の暮らし」 ・「身分ごとの人口の割合」 ・「百姓に対する法令」
東京書籍	<p>史料（図） 史料（文字） 想像図 地図 グラフ 補足資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さまざまな身分」 ・「新しい農具の改良」 ・「百姓の生活の心得」 ・「百姓が負担するいろいろな税や役」 ・「城下町のなごり」（青森県弘前市） ・「江戸時代の身分ごとの人口の割合」 ・「厳しく差別されてきた人々」 ・「身分」 	<p>史料（図） 想像図 地図 グラフ 補足資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さまざまな身分」 ・「こきばしから千歯こきへ」 ・「百姓が負担するいろいろな税や役」 ・「城下町のなごり」（青森県弘前市） ・「江戸時代の身分ごとの人口の割合」 ・「厳しく差別されてきた人々」 ・「身分」
日本文芸出版	<p>史料（図） 史料（文字） グラフ 地図 補足資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「武士」「町人（商人）」「町人（職人）」「百姓」 ・「ねんぐを納める農民」 ・「農民へのおふれ書き」 ・「身分別の人口の割合」 ・「城下町があった姫路城周辺と今も残るおもな町名とその由来」 ・「ゆうきさんのノート」（村のしくみ） 	<p>史料（図） 史料（文字） グラフ 補足資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「武士」「町人（商人）」「町人（職人）」「百姓」 ・「ねんぐを納める百姓」 ・「百姓へのおふれ書き」 ・「江戸時代の身分ごとの人口の割合」 ・「はるとさんのカード」

※変更があった箇所には筆者がアンダーラインを付した。

表3 令和2年度版各発行者教師用指導書における目標と展開

	目 標	学習展開	指導上の主な留意点
教育出版	身分制度のもとでの人々の暮らしを調べ、江戸幕府の人々に対する支配のしくみを捉える。	(1) 村に住む人々の暮らしの様子や、百姓に対する幕府の政策を調べる。 (2) 町に住む人々の暮らしの様子や、町人に対する幕府の政策を調べる。 (3) 身分制度が確立したことと、幕府の支配との関係について考える。	○年貢が厳しく調べられていることから、農民の苦労や武士の身分の違いを捉えさせる。 ○資料「百姓に対する法令」から百姓の生活を想像させるとともに、幕府が百姓を支配したことをつかませる。また、なぜ幕府が百姓を厳しく統制したのかを考え、米をつくらせて年貢を得ようとしたことを捉える。 ○想像図「町人の暮らし」を読み取る際は、百姓の暮らしと比べることで、違いを捉えさせる。職人や商人が描かれていることに注目させたい。 ○グラフ「身分ごとの人口の割合」と百姓が厳しく統制されていたことを関連付けて考え、百姓の納める年貢が、武士や町人などの生活を支える重要なものであったことを捉える。 ○身分制度によって、それぞれの身分の役割が決められ、武士を支える仕組みがつけられたことを捉える。
東京書籍	身分制と人々の暮らしについて調べ、武士を中心とした身分制度について理解する。	(1) 本時のめあてをつかみ、幕府による民衆に対する取り組みについて調べる。 (2) 農民の取り組みや、幕府の取り組みの目的について調べ話し合う。 (3) 調べたことをもとにして、幕府の民衆支配について、自分の考えをまとめる。	○資料「さまざまな身分」から、人々が身分に応じてさまざまな生活を営んでいたことに気づかせたい。住む場所や仕事、税の負担等が身分によって制限されていたことをおさえ、身分制度が当時の人々にとって大きな影響を与えていたことを捉えさせたい。 ○資料「百姓が負担するいろいろな税や役」から、幕府や藩が百姓にさまざまな負担を負わせていたことを捉えさせたい。 ○身分制や五人組といった幕府の政策の意図について考えさせたい。身分制によって重い税負担を人々に負わせたり、それらが親から子へと引き継がれたりすることによって、武士を中心とする身分制が定着した様子をとらえさせたい。
日本文教出版	幕府や藩は、武士による支配体制を維持・強化していくために、身分の違いをもとに、いっそうの身分の固定化を図ったことを考え、自分の意見を発表することができる。	(1) 「武士」「町人」「百姓」の絵図をもとに江戸時代の職業について話し合う。 (2) 身分によるくらしの違いについて調べる。 (3) 武士による支配体制にとって、身分を固定することが、どのように都合よかったかを考える。	○絵図「武士」「町人(商人)」「町人(職人)」「百姓」を見せ、それぞれの服装や仕事の特徴を考えるようにする。 ○資料「戦国期の市の様子」と比べ、それぞれの職業がどのように変化したのかについて気づかせる。 ○百姓や町人からも差別された人々について、職業をもとにした差別が行われていたことを補足する。 ○武士は百姓からの年貢を安定して得るため、農民を支配することに主眼を置いていたことに気づかせる。 ○武士が自分たちの生活や身分を安定させるため、職業に基づく差別を強めていったことを理解させる。 ○封建制度を維持するためにつくられた身分制度の不合理さ非人間性を追究することにより、人権や平等について歴史的な見方や考え方を深めさせたい。

3. 歴史学研究からみた課題

前節では、令和2年度版教科書記述と教師用指導書の授業展開について検討した。検討の結果、(1)「支配-被支配」の関係理解に限定されやすいという点、(2)近世身分の成立と差別の強化の一元的理解の改善という点が課題として指摘された。

そこで、本節では、歴史学研究の蓄積から、さらに詳しく考察を深めていく。

まず、課題(1)について、近世社会における支配権力と社会動向の関係性は双務的・相互補完的との理解が定着している⁷。歴史学研究(特に、近世身分制研究)の先行研究の動向については、すでに拙稿⁸にて論じているので繰り返さないが、研究の軸となる朝尾直弘氏と高木昭作氏の研究概要を以下に整理する。

1976年、高木昭作氏は「農・工・商の近世社会における被支配身分と国役負担には対応関係がある。すなわち近世の国役には、百姓の負担する国役と、職人の負担する国役とがあり、町人はこれを免除されていたと考えられる⁹」と述べ、近世国家によって課せられた役負担と近世身分との間に対応関係があることを明らかにし、身分が社会的分業の編成と関わることを示した¹⁰。

この高木氏の国役(「上からの編成」)の対極として位置づけられたのが、朝尾直弘氏の「地縁的・職業的身分共同体」の概念である。1981年、朝尾氏は町中あるいは村中が、町人あるいは百姓の身分を決定したという注目すべき見解を提起する¹¹。氏は「上からの制度をかぶせた側の立場でみるのではなく、下で生きている人の立場、とくに、その人の生活の場である町と村から、いわば下から組み上げていく方法でないといけない¹²」との方法論を提起し、三位一体の母胎は共同体の内部にあったことを指摘した¹³。

高木氏と朝尾氏の見解は、当初、高木氏を「上からの編成」・朝尾氏を「下からの形成」として対立的に捉えられていたが、塚田孝氏は身分を「前近代社会における人間の存在様式¹⁴」と捉え、「人々は生きる上で依拠する集団を形成しており、その集団がある社会的な役割を果たし、位置づけを与えられる。個々人はその集団に属することで社会的に位置づいている¹⁵」という社会集団と公儀の関係性の理解をはじめとして、現在、支配権力と社会動向の関係性は双務的・相互補完的と捉えられている。

前節で検討してきた教育出版・東京書籍の授業展開のポイント「江戸時代の社会は、人々を支配する武士を支えるために、百姓や町人がそれぞれの役割を果たすことで成り立っていた。武士、百姓、町人、厳しい差別を受けた人々それぞれの暮らしを捉えたい」(教育出版)、「江戸幕府は全国の人々を武士や百姓、町人などの身分として位置付け、くらしにみあった負担をさせた」(東京書籍)はこうした研究成果に依拠したものと考えられる。また、日本文教出版の「税」の文言が教科書記述・教師用指導書記述ともに記されるようになったことも、社会集団と役負担の関係性を重視したものと考えられよう。

しかしながら、高木氏の論考における役負担の構造的理解は非常に難解であり、氏の説いた「役」による政治的身分編成が具体的にどうなのか、また、どのように現在、継承されているかの教師用指導書をはじめとする教師側の教授活動への支援が大きな課題となる。

高木昭作氏の研究成果の重要点は、身分というものは封建的土

地所有関係にあるのではなく、別個の国家的支配の体系である国役の制度が、近世社会においても石高制に組み込まれて領主制維持を本質とする近世国家の制度として役割を果たしているという点である。

峯岸賢太郎氏は、高木氏の立論に対して「近世の身分の基本は土地関係・検地をもって論定すべきものとする(中略)そして役はあくまで負担であって身分の存立条件や基礎ではなく¹⁶」として、第一次的には検地・土地支配関係において百姓身分として編成され、第二次的に役負担において職人と狭義の百姓に分割編成されたと論じている¹⁷。また、母利美和氏は彦根井伊家の領分の実態を検討する中で、「近世権力による身分編成は、当時の対外関係や軍事的緊張の中で検地による社会的分業をすすめて、あくまでも支配行政的な効率を勘案した編成であったことを留意しなければならない¹⁸」として、峯岸氏と同様に、第一次的な目的を「村」「町」単位(「行政区分」)の領域指定による分業と、その領域占有を石高に換算することにより、「村」「町」ごとに負担すべき年貢・地子を確定することにあつたとし、第二次的に役負担者を高割・軒割で配分し、「村」「町」に横断的・普遍的に請け負わせたとしている。

この峯岸氏への批判に対して高木氏は「朝尾氏の論稿をよく読めば氏は『役編成のみによる身分形成』説に反対しているのであつて、近世の身分形成における役の意義を否定しているのではない。他方で筆者も、誤解を招いたとすればその責任はあるにせよ、これまでしばしば触れてきたように『役編成のみ』によって近世の身分を理解しようとしているのではない¹⁹」と述べ²⁰、「役」が近世の身分制をいかに特質づけ構造化しているのを示す。すなわち、秀吉による諸大名の軍隊の創設とその統合完成をもって近世国家の完成とみなし、その過程において中世の領主・農奴の関係が軍事的編成を通じて、戦国期の諸身分を国家の軍隊の要員に構造的に位置付けられ、近世の身分を編成した点を強調しているのである。

以上から分かるように、役負担による身分編成の重点をどこに置くかの議論は残されているものの、役負担を身分編成の「ひとつの要因」と位置付けることに何ら異論はないわけである。これが、支配権力と社会動向の関係性は双務的・相互補完的と捉えられる所以である。重要なのは、高木氏の立論の構造的な理解のためには、「役」がいかなる歴史過程の所産であるかを教師側が把握せねばならない点である。教師は秀吉による軍隊創設、諸身分を国家の軍隊の要員に位置付ける契機となった「文禄・慶長の役」、そして、いわゆる「身分統制令」の構造的な理解が必要となってくる。

紙幅の都合上、ここでは役負担といわゆる「身分統制令」「文禄・慶長の役」との関連性を論じることはしないが²¹、役負担にかかわる歴史学研究の蓄積は、江戸時代の幕藩体制「支配-被支配」の関係理解に限定されるものではなく、広く近世国家の成立の中で捉えられるべきものであり、検地・刀狩といった教科書必須の教材とともに、兵農分離を通じた近世の身分全体とともに教授活動が行われることが理想である。

以上、課題(1)に関する考察を進めてきたが、最後に高木氏晩年の著書の言葉を引用しておきたい。氏は「身分を決定したのは、社会(身分団体)か権力かという問いよりも、権力がいかにして自力救済の社会をその支配下に編成したのかという過程の解明のほうが大切とする²²」と論じている。高木氏の研究視座が、中世以来の

伝統的な社会集団の自治と国家権力との関係性に移っていると捉えられよう。こうした氏の視座は理論と実践の融合がさげられる社会科教育において、自治と支配の側面をいかに学ばせるかという近世身分の学習において、鋭い示唆を与えていると考える。つまり、自治と支配を対立的に捉えるのではなく、自治を社会集団がどのように受け止め、政治権力が地域社会構造の中で自治をどのように変容させていったのかを学ぶということである。

次に、課題（2）についてであるが、歴史学研究（特に、近世身分制研究）では身分と差別を峻別した研究史が積みあがっている点を指摘しておきたい²³。

戦後の歴史学研究において、身分制度の研究は主として被差別身分を中心に行われてきた。現代社会に存在する差別の根源を問い、これを解消し克服することを課題として、研究が深められてきた。特に、被差別部落起源論を中心とした近世身分制研究は容易に一般化できない多様な事例が明らかになるにしたがい、他の身分およびそれとの関わりについての関心が広がった。各時代の社会構造の位置づけがないままでは大きな成果が得られないとの認識が共有されていった²⁴。

こうした研究史のなかで、身分を捉える方法についての考え方が政治的・法制的身分論から社会的身分論に転換し、「身分制度は、たしかに各時代の支配権力による政治的・法制的な規制や編成のころみによって秩序化・制度化がはかられるが、身分そのものは、各時代の社会がそれぞれの特質に即して内在的に生み出すもので、したがって、社会構造のなかで広く人々の存在形態、意識や感覚と切り離すことができず、それらを含めて分析することをつづいて把握され得る²⁵」との認識が研究者間で通底されることになった。

また、東日本を中心として緻密な近世被差別身分の研究を行っている藤沢靖介氏は、1997年に「従来は差別を身分制で説明するのが主流だったが、身分政策や身分ヒエラルキーで説明できるのだろうか。疑問です²⁶」と述べており、西日本を中心に皮革関係史料を博捜し、皮革史を精力的に解明しているのびしょうじ氏も同年に「身分と（被差別民への）差別とは関連はあるが、淵源的にも現象としても別なものであることが漠然とであれ意識されてきたからである²⁷」と述べている。こうした論調の背景には、各藩による「穢多」身分への統制や差別的規制が17世紀後半以降であることから、部落差別の起源をこの時期にもとめた、かつての研究への批判があった。それはすでに中世から存在していた河原者・長吏・穢多などの被差別民への習俗的差別の問題が捨象されてしまうことへの批判でもあった。

さらに、筆者（和田）は公儀からの扱いが百姓身分でありながらも、周辺地域から「穢多」身分として認識されている事例を検討し、近世身分が種姓的特質を有していることを明らかにし²⁸、身分と差別の峻別の必要性を教育界に提起した²⁹。

以上からも理解できるように、歴史学研究（特に、近世身分制研究）においては身分と差別を同一視する研究視角から、その関連性を認識しながらも峻別することにより、新たな研究視角が提起されている。しかしながら、前節で検討した教科書記述にみられるように、小学校教育現場においては近世身分の成立と差別の強化の一元的理解の学習が進められている可能性が高い。

では、現在、江戸時代の身分学習が教科書の構成上において、

徳川家光による大名統制と貿易統制の間に位置付けられているが、差別の強化はどの時代に配列されるべきだろうか。この点を歴史学研究の視角から検討してみたい。

日本近世史を専門領域とする歴史学研究者の多くは江戸時代の分岐点を18世紀と位置付けると考えられる。18世紀は、徳川綱吉・新井白石にはじまり、幕府3大改革の享保改革と寛政改革、田沼政治が行われた時代である。幕藩体制が固められた社会に動揺が生じた時代であった。法の整備が進められるとともに、世界へのまなざしや近代への萌芽が生まれる一方、財政窮乏を原因とする米価の処理をめぐる混乱が続き、儉約と風俗取り締まりが社会に強要されていく時代である。

この18世紀の社会の動揺とともに、身分による差別が強化されていくというのが一般的理解であるが、歴史学研究成果に基づいた身分社会の変容を朝尾氏の成果に学びながら³⁰、差別強化の要因として3点を指摘しておきたい。

第一に、17世紀後半、百姓身分と町人身分が安定的に再生産されるようになり、「穢多」身分への差別や規制が一層強まってくるという点である。

京都では寛文9年（1669）に「ひにん、こつしき共、町中家なミのそとかわより内中戸へ一切入まじき旨³¹」との法令が出され、非人が家の中に入ることを許可されなくなっている。また、峯岸氏の明らかにしたところによると³²、明暦3年（1657）に武州川越において、処刑場の土段をつくる仕事を「かわた」が拒否した際に、藩は町人に土段作成を命じるが町人は「かわた」が川越の市に商いに來ることを禁じることにより、「かわた」に土段作成を引き受けさせた。「かわた」が土段作成を引き受けた決定的役割を果たしたのは町の自治的機能であったことを指摘している。

第二に、18世紀に公儀権力の整備と強化が社会的な身分制の再編と強化を伴って行われたという点である。

近世の村の治安は、村共同体の自治機能に依存していた。その村と百姓が蜂起した場合、領主側は領主権力自身の治安警察機構を村々の末端まで徹底させる必要があった。朝尾氏によれば、「穢多」身分が村に配置され、治安警察の末端を担う役人として全領域的に制度化されるのは18世紀を画期としていたとされる³³。幕藩領主による被差別民のこのような位置づけは、百姓側の視点から捉えると、一揆への敵対であり、必然的に差別感情が生まれることは想像に難くない。

第三に、18世紀の地域社会の内部で生み出された差別が、徐々に全国的に把握されるようになるという点である。

安永7年（1778）に「穢多・非人」に対する、いわゆる「風俗統制令³⁴」が身分制度の緩みに対する差別強化にかかわる資料としてよく引用される。朝尾氏は本史料から幕府の勘定奉行が統括していることに着目し、差別が地域社会を超えて全国で一律的に把握されようとしていることを指摘する。

こうした氏の指摘は筆者（和田）の専門領域である被差別寺院史研究においても同様である。近世社会において、「穢多」身分だけを檀徒とする寺院は「穢寺」と呼ばれ、差別制度のもとに差し置かれた。この寺院の宗旨は、西日本の大半が浄土真宗であり、東日本は多様な宗旨であるという特徴を有していた。この「穢寺」への差別制度で有名なのは各種の宗教的象徴物の下付に対する5割増

の謝礼である。西本願寺において、こうした「穢寺」に対する差別制度は当初は慣習法の形で存在していたと考えられるが、19世紀になると「申物諸願取扱方之記」という事務的なマニュアルとして成立してくる³⁵。

このように、それぞれの地域や組織の内部で生み出された差別が、18世紀以降、徐々に制度化され、一律的に把握されるようになる。

以上、課題(2)に関する考察を進めてきた。歴史学研究において蓄積されてきた「社会集団」「職分」「役」といった身分成立の要件と、身分差別強化の事実とその社会的背景を、時代ごとの特質に応じて授業展開をしていく必要性を指摘した。

4. 社会科教育学研究からみた課題

これまでの考察において、歴史学研究の知見から役負担が「支配-被支配」の関係に限定されることなく、広く近世国家の身分成立要件として捉えられるべき点、身分成立と差別強化を一元的に捉えるのではなく、18世紀の転換期における社会的背景をもとに差別を把握する点が示された。本節では社会科教育学の観点からこれまでの分析、検討を総括し、目標、内容、資料にかかわる現行の教科書及び教師用指導書の課題を析出してみたい。

はじめに、目標にかかわり各社の教科書及び教師用指導書の記述内容から分析すると、次の点が課題として指摘できる。

第一は、身分制度が江戸時代を通して同質のこととして扱われる可能性、江戸時代全体が同じ構造であると見なし一般化が図られるという点である。たとえば、江戸時代の学習範囲全体において身分や差別を学習対象として位置づけているのは「江戸幕府による支配体制の確立」においてである³⁶。つまり、幕藩体制成立の仕組みはどのようなものであったか、17世紀の幕藩領主を事例に学習することが想定される。また、第2節で分析、検討した結果からわかるように、身分の仕組みと差別について一元的な学習が構想されている。したがって、17世紀後半から18世紀にかけての社会的な身分制の再編と強化は取り上げることが困難である。つまり学習内容が限定的であるにもかかわらず、江戸時代共通であるという過度な一般化がなされるという点で、単元構成上の課題であるといえる。

第二は、支配の仕組みを学ぶことに力点が置かれているという点である。3発行者の教科書における身分制度を取り上げたページにおいて示された問いは、「幕府はどのようにして人々を治めたのだろうか(教育出版)」、「江戸時代、人々は身分に応じて、どのようにくらししていたのでしょうか。(東京書籍)」、「幕府は、百姓や町人などをどのように支配したのだろうか(日本文教出版)」であった。教育出版、日本文教出版の教科書には幕府の側からどのように「治め」「支配」されていたのかを学ぶことが目指されている。また、東京書籍についても問いでは「くらしについて学ぶこと」を求めているものの、「身分に応じて」と示されていることから、権力をもった人々(武士、領主)の要求を受けて「従っていた」という文脈での問いとなっている。教師用指導書においては表3で示したとおり「支配の仕組み(教育出版)」「武士を中心とした身分制度(東京書籍)」「支配体制(日本文教出版)」を学ぶことが目指されており、教科書と同様に支配者側からのアプローチを求めているといえる。

江戸時代の冒頭で身分を「制度」の観点から学ぶ以上、支配の仕組みを学ぶことは重要である。しかし、第一の単元構成上の課題と関連し、仕組みを学ぶだけでは、時期や年代における異同、推移は等閑視されることになる。学習指導要領が示す社会科としての目標、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を重視し、「平和で民主的な国家・社会の形成者」としての資質形成を目指すならば³⁷、社会的現象を多面的、総合的にとらえ公正に判断することを求める必要があるという点で、クリアしなければならない課題といえる。

第三は、第二の点とも関連して、支配者側からのアプローチにより学びが構想・実践させることで、百姓・町人・差別された人々それぞれが切り離された状態で支配されていたことが暗示的に示されているという点である。この2点から授業の実際では、自治と支配を個別的・対立的に捉えることが目標とされやすいことが示唆される。役の負担をしつつも自治的な村・町の経営が担われていたこと、つまり、幕藩領主、諸身分が双務的・相互補完的な関係であり、諸身分相互の関係が断絶していないことに留意して授業を構想、実践する必要性が指摘できる。

内容については、教科書においては第2節で指摘したように幕府の支配の側面からの記述以外に、①社会集団にかかわり、近世身分が集団ごとに組織され、職分と役負担のなかに位置づけられていたこと(東京書籍)、②共同的、自治的な運営(教育出版、東京書籍)に言及されていることは特筆すべきである。しかし、教師用指導書の指導案上に示された主な学習活動(教育出版)、学習、指導の流れ(東京書籍)、教師の発問(日本文教出版)において上記①②にかかわる問いが設定されていない。したがって、目標と問いが不一致の関係のまま示されている点で課題であるといえる。

教科書に掲載されている資料は、第2節及び表2で示したように、身分ごとの人口の割合は3発行者全てに掲載しているほかは、諸身分のイラスト(教育出版、東京書籍)、年貢の納入風景(教育出版、日本文教出版)、町人の暮らし(教育出版)、城下町のなごり(東京書籍)、百姓が負担する税や役(東京書籍)、こきばしから千歯こきへの技術革新(東京書籍)など、各発行者それぞれの内容により構成されている。このうち、東京書籍については、教師用指導書には「同じ職業の人をまとめて住ませたので、大工町などの地名ができたこと」が朱字加筆されていること、役や税が具体的に示されていることから、役負担や社会集団について学べる手がかりが用意されている。しかし、前述したように、指導案、教科書本文において言及がないため、教師が役負担や社会集団について授業で取り上げることが容易でない。教師への解説を付加する必要がある。

5. おわりに

本研究では、これまでの小学校社会科教科書、及び、教師用指導書における近世身分に関する記述の分析・検討をおこなってきた。今後の課題として次の2点があげられよう。

第一は、近世社会における自治と支配の構造をいかに学習内容として位置づけるかという課題である。教科書及び教師用指導書において示されているのは、幕藩領主の立場における支配がいかにして行われたかに力点が置かれており、それは差別的な立場に置かれた人々たちへの支配の在り方についても同様な扱いとなっている。こ

の分断的で一面的な見方、捉え方によって学ばれるのは、支配、差別が権力をもつ者によって行使され、他の身分、属性の人たちは支配や差別に対してあくまでもきまりや命令に従うだけの受動的な社会構成員であったと認識されるのではないだろうか。つまり、差別を属性相互の関わりを含めた構造として捉え、権力をもった人々である武士だけで作られたものではないことが理解できる内容構成が求められることになる。

第二は、歴史学研究の研究成果をふまえて授業化していく際、近世身分制の推移（時間的経過からみた構造の異同）をいかに授業に組み入れていくかという点である。教科書紙面の構成上特定の箇所でも集中的に扱うのはやむを得ない。しかし、身分制の構造、身分相互の関係が近世全般にわたって同質であるといった不十分な認識が形成されないよう留意が必要である。支配権力と社会動向の関係を双務的・相互補完的なものとして捉えること、18世紀の社会の動揺とともに、身分による差別が強化されたことを学習内容として組み入れ、差別が再編、強化されていく過程を取り上げた授業が構想、実践される必要があろう。

本研究では、小学校社会科歴史学習における教科書記述と教師用指導書の授業展開の分析・検討を通して、役割担が「支配-被支配」の関係に限定されることなく、広く近世国家の身分成立要件として捉えられるべきものであり、政治権力が地域社会構造の中で自治をどのように利用・変容させていったかを学ぶことの重要性、身分成立と差別強化を一元的に学習するのではなく、18世紀の転換期における社会的背景をもとに身分差別強化の歴史的事実を授業化する重要性を析出した。

以上の課題をふまえた授業開発を行うことで、百姓や町人、差別されていた人々それぞれが、幕藩領主にとって都合がよいように支配を受けるだけの存在として位置づけられてしまう点、差別は武士の支配により作られたという不十分な認識が形成されるという点を改善していくことが可能であると考えられる。

今後は、これまでに授業開発を行ってきた「社会集団」「職分」「役」といった身分成立の要件と、身分差別が強化される推移や構造、社会的背景までも包含した授業のさらなる開発、実践が必要であると考えられる。別稿において改めて検討を試みたい。

註

- 1 和田幸司・岩本剛・柿本亜津子・有吉理恵「小学校社会科『江戸時代の身分』（6学年）の授業開発」（『人権教育研究』第19巻、日本人権教育研究会、2019年）91～115頁。和田幸司・山内敏男・岩本剛・長川智彦・川崎和俊「小学校社会科『江戸時代の身分』（6学年）の授業開発Ⅱ-被差別身分へのアプローチを中心として-」（『姫路大学教育学部紀要』第13号、姫路大学教育学部紀要編集委員会、2020年）35～49頁。
- 2 こうした教科書分析から授業開発を行った研究として、以下の実践研究がある。和田幸司『「土農工商」はどう教えられてきた-小中学校における近世身分学習の展開-』（ミネルヴァ書房、2018年）第Ⅱ部・第Ⅲ部。
- 3 こうした村と町の自治については、令和3年度版中学校教科書では一定の理解がしやすいように記述されているが、小学校教科書では自治的側面よりも支配的側面が重視される傾向にあると

考えられる。

- 4 いわゆる「慶安触書」のこと。かつては慶安2年（1649）に幕府が全国に発令した32箇条の法令とされてきたが、幕府法令としての存在に疑義が呈され、現在の高校日本史教科書でも田畑永代売買禁止令や分地制限令とともに扱われることは少ない。しかし、江戸時代の村と百姓の様相を構造的に理解するには有用な側面がある。歴史科学協議会編『歴史の「常識」をよむ』（東京大学出版会、2015年）に詳しい。
- 5 筆者はこれまでの研究から、町絵図と村絵図を教材化することを高く評価している。町絵図と村絵図を使用する有効性については以下の論考に詳しい。和田幸司・岩本剛・柿本亜津子・有吉理恵「小学校社会科『江戸時代の身分』（6学年）の授業開発」（『人権教育研究』第19巻、日本人権教育研究会、2019年）135～142頁、和田幸司・山内敏男・岩本剛・長川智彦・川崎和俊「小学校社会科『江戸時代の身分』（6学年）の授業開発（2）-被差別身分へのアプローチを中心として-」（『姫路大学教育学部紀要』第13号、姫路大学教育学部紀要編集委員会、2020年）35～49頁。
- 6 「属性論」は深谷克己氏・大橋幸泰氏らが、身分を〈人〉との関係性のなかでとらえるなかで提起した概念である。2010～2011年にかけて吉川弘文館より、「〈江戸〉の人と身分」シリーズが刊行された。その「はしがき：刊行にあたって」には「人という視点は、『人とは誰か』という問いをとともなう、職業、居住地とならんで、性別、年齢、世代、貴賤、都鄙など、人の属性にあらためて注目することを求める」とある。大橋幸泰氏はシリーズの最終稿のなかで、属性が「上下尊卑の観念を伴いつつ序列化された場合、それは身分に転化する。たとえば、女性・男性という性差はそれが対等な関係であれば性の属性であるが、女性差別がある現状ではそれは身分的なものとして理解するべきではないか」と述べている（大橋幸泰「シンポジウム『身分論をひろげる』の記録」〈『江戸〉の人と身分6 身分論をひろげる』吉川弘文館、2011年）227～228頁）。
- 7 こうした点への論及として、以下の論考があげられる。塚田孝「近世の身分制支配と身分」（日本史研究会・歴史学研究会編『講座日本歴史』5、東京大学出版会、1985年）、のちに、同『近世日本身分制の研究』（兵庫部落問題研究所、1987年）所収。母利美和氏も高木氏の著作を取り上げる中で、この点を指摘している（母利美和「高木昭作『日本近世国家史の研究』-『役』による政治的身分編成の再考-」〈『日本史研究』591、日本史研究会、2011年））。
- 8 前掲註2和田書、第1章。ほかにも寺木伸明「近世身分制」（寺木伸明・中尾健次編『部落史研究からの発信』第1巻、解放出版社、2009年）がある。
- 9 高木昭作「幕藩初期の身分と国役」（『歴史学研究』1976年度歴史学研究会大会報告別冊、歴史学研究会、1976年）。のちに、同『日本近世国家史の研究』（岩波書店、1990年）所収、127頁。
- 10 町人は役負担を免除されていたと示しているが、のちに町人には伝馬役・町人足役があると訂正している。高木前掲書、135頁。
- 11 朝尾直弘『朝尾直弘著作集』第7巻（岩波書店、2004年）36～61頁。

- 12 同上書, 47頁。
- 13 この指摘は, 朝尾直弘「『身分』社会の理解」(奈良人権・部落解放研究所編『日本歴史の中の被差別民』新人物往来社, 2001年) 86頁によるものである。
- 14 塚田孝『近世身分制と周縁社会』(東京大学出版会, 1997年) 第1章。
- 15 塚田孝『近世身分社会の捉え方—山川出版社高校日本史教科書を通して—』(部落問題研究所, 2010年) 27頁。
- 16 峯岸賢太郎「近世身分論」(『日本史の新視点』吉川弘文館, 1986年) 158頁。のちに, 同『近世身分論』(校倉書房, 1989年) に所収。
- 17 峯岸賢太郎「近世身分論再説—高木昭作氏の反批判に答える—」(『歴史評論』459, 歴史科学協議会, 1988年)。のちに, 同『近世身分論』(校倉書房, 1989年) に所収。
- 18 前掲註7 母利論文, 56頁。
- 19 高木昭作「近世日本における身分と役—峯岸賢太郎氏の批判に答える—」(『歴史評論』446, 歴史科学評議会, 1980年)。のちに, 前掲註9 高木書所収, 138~139頁。
- 20 前掲註9 高木書の「はしがき」において, 氏は「近世の個々人の行動は, 国家によって編成された身分的要請からの規定とともに, 身分に本来的な, あるいはそれぞれが所属する集団から受ける既定の下に成立し, これらふたつの原理の緊張ないしは対抗関係において理解すべきである」と述べており, 朝尾氏との議論の整合性を重視した立場をとっている。
- 21 高木氏の詳細な論証過程は前掲註9 高木書を参照されたい。一般書としては, 朝尾直弘編『日本の近世 身分と格式』第7巻(中央公論社, 1992年) 41~78頁を参照されたい。
- 22 高木昭作『将軍権力と天皇』(青木書店, 2003年) 229~230頁。
- 23 近年は差別との関係性を問う重要性も提起されている(大橋幸泰「シンポジウム『身分論をひろげる』の記録」(『江戸』の人と身分6 身分論をひろげる』吉川弘文館, 2011年) 222~223頁)。
- 24 前掲註21朝尾書, 24~26頁。
- 25 同上書, 25~26頁。
- 26 斎藤洋一・大熊哲雄・藤沢靖介・門馬幸夫・石田貞・佐藤泰治・松浦利貞・大串夏身「〈座談会〉地域史をふまえた全体像の形成を—部落史研究の現在」(『明日を拓く』17・18号, 東日本部落解放研究所, 1997年) 86頁。
- 27 のびしょうじ「地域被差別民史の研究構想—近年の部落史研究の動向と課題—」(『部落解放研究』117号, 部落解放・人権研究所, 1997年) 27頁。
- 28 和田幸司「近世身分の種姓的特質—『火打村一件』を中心として—」(『政治経済史学』589, 日本政治経済史学研究所, 2016年)。
- 29 和田幸司「近世身分の特質と社会科教育の課題」(第35回九州地区部落解放史研究集会, 2016年8月28日)として報告している。
- 30 前掲註11朝尾書には近世身分を総合的に理解する視座によって, 近世身分の時代の様相が明らかにされている。
- 31 『京都町触集成』別巻2(岩波書店, 1989年) 243頁。
- 32 峯岸賢太郎『近世被差別民史の研究』(校倉書房, 1996年) 33~35頁。
- 33 前掲註11朝尾書, 171~173頁。
- 34 『徳川禁令考』前集第5(創文社, 1959年) 474~475頁。
- 35 『真宗史料集成』第9巻(同朋舎メディアプラン, 1976年) 所収。
- 36 3 発行者とも洪染一揆をとり扱っているものの, 扱いが資料, コラムであること, 身分の統制や差別的規制については日本文教出版のみが取り上げていることから, 学習機会は限定的であるといえる。
- 37 文部科学省編『小学校学習指導要領解説社会編』(日本文教出版, 2017年) 18頁。